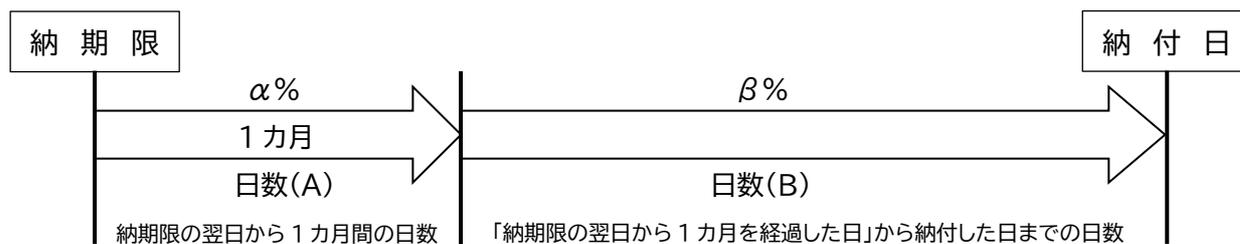


□延滞金の算出方法(※延滞金の利率は地方税法の定めによる)

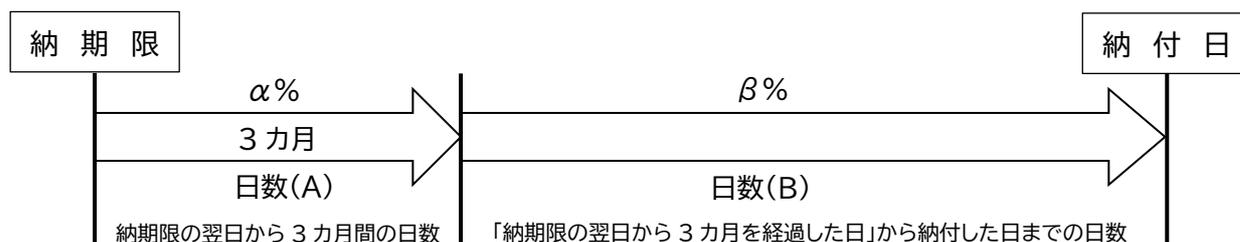


〈利率〉

- α% ⇒
- ・平成 22 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで… 年 4.3%
 - ・平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで… 年 2.9%
 - ・平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで… 年 2.8%
 - ・平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで… 年 2.7%
 - ・平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで… 年 2.6%
 - ・令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで… 年 2.5%
 - ・令和 4 年 1 月 1 日以降 …………… 年 2.4%

- β%⇒
- ・平成 25 年 12 月 31 日以前 …………… 年 14.6%
 - ・平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで… 年 9.2%
 - ・平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで… 年 9.1%
 - ・平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで… 年 9.0%
 - ・平成 30 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで… 年 8.9%
 - ・令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで… 年 8.8%
 - ・令和 4 年 1 月 1 日以降 …………… 年 8.7%

◎納期限が平成 22 年 1 月 1 日以降の国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の場合



(※なお、納期限が平成 21 年 12 月 31 日以前の場合は、納期限の翌日から納付の日まで…年 7.3%)

〈計算式〉

$$\left[\text{税額}^{(\ast 1)} \times \alpha \% \times \text{日数(A)} / 365 \right]^{(\ast 2)} + \left[\text{税額}^{(\ast 1)} \times \beta \% \times \text{日数(B)} / 365 \right] = \text{延滞金}^{(\ast 3)}$$

- ※1 税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
また、税額が 2,000 円未満であるときは、延滞金はかかりません。
- ※2 納期限の翌日から 1 カ月間の延滞金の割合(α%)で計算した延滞金の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
- ※3 算出した延滞金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。
また、算出した延滞金の額が 1,000 円未満のときは、延滞金はかかりません。